

# 「どさんこアスリート応援プロジェクト」実施業務 仕様書

## 1 業務の名称

「どさんこアスリート応援プロジェクト」実施業務

## 2 目的

北京オリンピック・パラリンピックに出場するアスリートを通じて、ウィンタースポーツの魅力を周知することを目的として、出場するどさんこアスリートを市民・道民みんなで応援するため、新聞、テレビ、ラジオの各メディアを効果的に活用して幅広く広報活動を行うものである。

## 3 契約の履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

## 4 業務内容

受託者は、下記の業務に係る一切（企画、運営、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。

### (1) 新聞を活用した情報発信

#### ア 概要

支給する原稿を使用して下記に記載する5紙に広告を展開すること。

なお、業務にあたっては、広告掲載日や、位置、回数などについての各新聞社との折衝等、広告掲載に要する一切を行うこと。

#### イ 提案条件

(ア) 規格は記事下半5段モノクロとする。

(イ) 掲載紙は北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞の計5紙とする。

(ウ) 実施期間は令和4年2月1日から同年3月18日までの期間とし、各紙とも期間中に4回以上掲載すること。

#### ウ その他

(ア) 朝刊、夕刊の区分については任意とする。

(イ) 契約締結後速やかに、新聞社ごとの掲載計画を提出すること。なお、様式は任意とする。

### (2) テレビを活用した情報発信

#### ア 概要

支給する映像を使用して、15秒のスポットCMを放映するとともに、パブリシティ枠を4回以上確保すること。なお、業務にあたっては、放映枠や放送日、放映回数などについての各テレビ局との折衝等、CM放映に要する一切を行うこと。

#### イ 提案条件

- (ア) 規格は15秒スポットCMとする。
- (イ) 放送局は北海道放送(HBC)テレビ、札幌テレビ放送(STV)北海道テレビ放送(HTB)、北海道文化放送(UHB)、テレビ北海道(TVH)の5局とする。
- (ウ) 実施期間は令和4年2月1日から同年3月18日までの間の任意の概ね10日間とし、各社とも実施期間内に30回以上放映すること。また、A、特B、B、Cの各クラスの時間帯に可能な限りバランスよく放映すること。

ウ その他

- (ア) スポットCMは放送期間に偏りが出ないように、実施期間中にバランスよく配置すること。
- (イ) 放映日ごとに各放送局の放映時間帯が重ならないように調整し、放映すること。
- (ウ) 契約締結後速やかに、放送局ごとの放映計画を提出すること。なお、様式は任意とする。

(3) ラジオを活用した情報発信

ア 概要

支給する原稿を使用して、20秒のスポットCMを下記放送局ごとに制作し、放映すること。なお、業務にあたっては、放映枠や放送日、放映回数などについての各ラジオ局との折衝等、CM放映に要する一切を行うこと。

イ 提案条件

- (ア) 規格は20秒スポットCMとする。
- (イ) 放送局は北海道放送(HBC)ラジオ、STVラジオ、AIR-G'エフエム北海道、エフエム・ノースウェーブの4局とすること。
- (ウ) 実施期間は令和4年2月1日から同年3月18日までの間の概ね7日間とし、各社とも実施期間内に20回以上放映すること。また、放送する時間に可能な限り偏りが出ないように、バランスよく放映すること。

ウ その他

- (ア) スポットCMは放送期間に偏りが出ないように、実施期間中にバランスよく配置すること。
- (イ) 各放送局の放映時間帯が可能な限り重ならないように調整し、放映すること。
- (ウ) 契約締結後速やかに、放送局ごとの放映計画を提出すること。なお、様式は任意とする。

(4) 街頭放送を活用した情報発信

ア 概要

支給する音源を使用して、20秒の街頭放送を行うこと。なお、業務にあたっては、放映枠や放送日、放映回数などについての街頭放送担当

の会社との折衝等、街頭放送に要する一切を行うこと。

イ 提案条件

(ア) 支給する音源の秒数は20秒とする。

(イ) 放送地区は大通・薄野・琴似とする。

(ウ) 実施期間は令和4年2月1日から同年3月18日までの期間とし、期間中、それぞれの地区で1日につき10回以上放送すること。

ウ その他

(ア) 街頭放送は放送期間・放送地区に偏りが出ないように、実施期間中にバランスよく放送すること。

(イ) 契約締結後速やかに、放送地区ごとの放送計画を提出すること。  
なお、様式は任意とする。

(5) 独自提案

上記(1)～(4)の他に、上記業務目的の達成に寄与する企画があれば提案すること。なお、独自提案で行った成果物のデータ等については納品をすること。

## 5 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (8) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

## 6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。